

障がい者活躍推進計画

令和2年4月
尾三消防本部

尾三消防本部における障がい者活躍推進計画

令和2年4月1日
尾三消防本部消防長

尾三消防本部における障がい者活躍推進計画（以下「本計画」という。）は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第7条の3第1項の規定に基づき、尾三消防本部消防長が策定する障がい者活躍推進計画です。

1 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

2 尾三消防本部における障がい者雇用に関する課題

尾三消防本部は、職員総数約330名の消防事務を共同処理する一部事務組合であり、障害者雇用促進法において、消防吏員は法定雇用率の除外職員であることから、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていない。

中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。以下同じ。）として身体障がい者となった職員が若干名在籍しているが、これまで個別に対応してきており、大きな問題は生じていないため、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。

3 目標

（1）採用に関する目標

- ア 0人（法定雇用率の除外職員であるため）
- イ 在籍する雇用障がい者数が前年度を下回らない。

（2）定着に関する目標

不本意な離職を発生させない。

4 取組内容

(1) 活躍を推進する体制整備

- ア 障がい者職業生活相談員の選任義務の有無にかかわらず、障がい者職業生活相談資格認定講習を受講した職員を総務課へ1名以上配置する。
- イ 障がい者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示板により周知する。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ア 相談窓口への相談のほか、毎年実施している自己申告書の提出の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
- イ 中途障がい者について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。

尾三消防本部

〒470-0151

愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字曙18番地

電話 0561-38-0119